

白岡市

(更新年月：R7.4)

市の対象建築物等 について 令第 148 条第 1 項に定 める事務	①建築物のうち以下のもの ・木造 2 階以下かつ延べ面積が 3 0 0 m²以下かつ高さ 1 6 m 以下の建築物（一戸建ての住宅等） ・木造以外の建築物で 1 階かつ延べ面積が 2 0 0 m²以下の建築物 ただし、「特殊建築物（共同住宅、物販店舗、飲食店、倉庫、自動車車庫など）」で延べ面積が 2 0 0 m²を超える建築物を除く。 ②建築基準法施行令第 138 条の工作物のうち以下のもの （いずれも①の建築物以外の建築物の敷地内に築造するものを除く） ・高さが 6m を超え 10m 以下の煙突 ・高さが 4m を超え 10m 以下の広告塔、広告板、装飾等、記念塔その他これらに類するもの ・高さが 2m を超え 3m 以下の擁壁 ※その他は、埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在（Tel:0480-34-2385）へお問い合わせください。 ③建築基準法施行令第 146 条の建築設備のうち①の建築物に設置するもの
建築基準法に 基づく条例等	①埼玉県建築基準法施行条例 ②埼玉県建築基準法施行細則 ③白岡市建築基準法施行細則
積雪荷重 (垂直積雪量)	30cm ただし、H12 建設省告示 1455 号第 2 の式(*)により算出した数値が 30cm を超える場合は、当該数値 * 垂直積雪量(m)=0.0005×標高(m)+0.28
地表面粗度区分	III (H12 建設省告示 1454 号第 1)
基準風速(V ₀)	32m/s (H12 建設省告示 1454 号第 2)
法 22 条の指定区域	市街化区域全域(防火地域・準防火地域を除く) ※しらおか地図情報サービス リンク
県が指定した浄化槽法 定検査機関	(社)埼玉県浄化槽協会 〒360-0841 熊谷新堀 915 番地 10 Tel:048-501-5707
日影規制の 注意点	市街化区域だけではなく、新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を落とす場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺(市外含む)の市街化調整区域の容積率を確認してください。 (別添、形態規制一覧参照) 日影規制における測定線の設定方法について(法第 56 条の 2) 閉鎖方式、発散方式のどちらでも構いません。 ただし併用することはできません。 日影図作成の際の真北について(法第 56 条の 2) 現地で測定してください。
凍結深度について (H12 年建告 1347 号)	凍結深度の算出方法等については、設定しておりません。

角敷地等の指定 について (法第 53 条第 3 項第 2 号の規定による敷地)	埼玉県建築基準法施行細則(第 11 条)		
高度地域	市内全域指定なし		
建築事業報告書の提出 を要する中高層建築物	埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱に規定		
建築基準法第 69 条に基 づく建築協定区域	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	条例有無
	テクノパーク白岡地区	建築物の用途・容積率・建蔽率	有
	白岡物流センター地区	建築物の用途・敷地面積	有
	宮山団地地区	建築物の用途・容積率・建蔽率・敷地面積・高さ	有
	白岡西部産業団地地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・高さ・緑化率	有
	白岡ニュータウン地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又は意匠	有
	野牛・高岩地区	建築物の用途・敷地面積・壁面の位置・形態又は意匠	有
	白岡駅東部中央地区		無
	※地区計画ホームページへリンク		
各種届出	種類	対象	時期
	高層建築物等の防災計画*1	高さが 31m を超える建築物等	確認申請の前まで
	特定建築物環境配慮計画*2	床面積が 2,000m ² 以上の建築物	工事着工の 21 日前まで
	福祉のまちづくり条例*3	特定生活関連施設	工事着工の 30 日前まで
	建設リサイクル法*4	解体工事で床面積が 80m ² 以上、 新築・増築等で床面積 500m ² 以上等	工事着工の 7 日前まで
	長期優良住宅*5	認定を希望する場合	工事着工前まで
	低炭素住宅*6	認定を希望する場合	工事着工前まで
	建築物省エネ法*5	認定を希望する場合	工事着工の 21 日前まで
	届出先 *1→埼玉県建築安全課 *2→埼玉県越谷建築安全センター *3→市経由（受付）埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在 *4→市が所管する建築物以外は埼玉県越谷建築安全センター杉戸駐在 *5→市が所管する建築物以外は埼玉県越谷建築安全センター *6→市が所管する建築物以外は埼玉県建築安全課		
その他の事項	消防法のお問い合わせは埼玉東部消防組合白岡消防署（Tel:0480-92-1800）		

注）ここに記載されている内容は概要です。
詳細は白岡市都市整備部建築課までお問い合わせください。